2019年6月25日

長崎インターナショナル教会 牧師 柚之原寛史

大村入国管理センター及び全国の入管施設における 長期収容者の速やかな解放等を求める声明

「寄留者や孤児の権利をゆがめてはならない。」申命記24章17節 「寄留者を虐待したり、圧迫したりしてはならない。」出エジプト記22章20節

私はここに全国の入管施設における長期収容者の解放を求めるものである。

特に三年以上収容した者、身体または精神に問題を抱える全ての者については、迅速に解放すること。また、放免後も法務省が適切な治療を責任を持って行うこと。また、そのすべてに係る経費は、長期にわたる収容ならびに人権を無視した身体拘束等によるものが主な原因であることから国が負担するよう求める。

近年、入管施設では死者が絶えない。2007年には、50代のガーナ人男性。2008年には、20代のインド人男性。2009年は、30代の中国人男性。2010年には、20代のブラジル人男性と40代の韓国人男性、50代のフィリピン人女性二人が死亡している。2013年には、50代のビルマ人男性。2014年には、30代のイラン人男性と40代のカメルーン人男性と50代のスリランカ人男性が死亡。2017年は、40代のベトナム人男性。2018年は、30代のインド人男性が亡くなっている。自死で亡くなる人も少なくない。

これまで大村入国管理センターでは、死者は一人も出ておらず、私どもボランティアも礼拝、面会活動などを通して最大限の努力をしてきたものである。再三、長期収容を止めるよう訴えてきたが、対処の姿勢がうかがえない。大村入国管理センターでも死者を出すようなことがあれば、私はそれを赦さない。

<専門部会>2020.1.28

質問1(入管庁)Q、遺族への謝罪は必要か。故人の犯罪歴を公表することは適切か。

質問2(委員)Q、送還できず、長期収容となった者は「管理」ではなく、人命を「保護」すべき人たちであるという認識に立つ必要があるのではないか。また、長期収容となっている現状があるならば、せめて人間らしく生活できる環境を整備すべきではないか。

2019年7月4日

長崎インターナショナル教会 牧師 柚之原寛史

大村強制収容所におけるナイジェリア人死亡事件における 二次的被害者回避のための速やかな解放を求める声明

「わたしの上に主の御霊がおられる。主が、貧しい人々に福音を伝えるようにと、わたしに油を注がれたのだから。主はわたしを遣わされた。捕われ人には赦免を、盲人には目の開かれることを告げるために。しいたげられている人々を自由にし、主の恵みの年を告げ知らせるために。」ルカの福音書4章18節、19節

私はここに速やかに入国者収容所大村入国管理センター(以下、大村強制収容所) に収容されている<u>すべての外国人</u>ならびに全国の強制収容所に収容されている外 国人の解放を求める者である。

2019年6月24日、大村強制収容所では初めてとなる死亡事件が起きた。この事件をきっかけに大村強制収容所に収容されている外国人は言いようもない深い悲しみと怒りの中にあり、これまでに類を見ないほどの精神的苦痛を負っている。

全国の強制収容所で2007年から現在までに14名の収容者が死亡しており、 そのすべての根本的な原因は人権を侵害した強制収容である。

世界人権宣言が生まれた背景には、第二次世界大戦で多くの人命が奪われたことやナチスによるユダヤ人の大量虐殺が行われたこと等、人権無視と深刻な差別が存在したことにある。これと同じことが現代の日本の強制収容所でも行われている。それは長期間に及ぶ身体拘束、また長期間に及ぶ心理的虐待、また長期間に及ぶ不適切な治療、放棄、放任である。これが死亡者を出している要因である。さらに恐ろしいことは二次的被害者が現れること。特に自死である。今回の死亡事故の原因説明および今後の強制収容に関する見解を法務大臣、内閣総理大臣に求める。

<専門部会>2020.1.28

質問3(弁護士)Q、送還できず、長期収容となっている者にとっては収容自体が 刑罰に等しい現状がある。これは人権侵害、拘束ではないか。

質問4(委員)Q,難民申請や仮放免申請を繰り返す理由と強制送還の関わりに どのようなことが考えられるか。

> 2019年7月17日 長崎インターナショナル教会 牧師 柚之原寛史

ハンガーストライキを表明しているすべての収容者 に対する速やかな解放を求める声明

「主はこう仰せられる。公義と正義を行ない、かすめられている者を、しいたげる 者の手から救い出せ。在留異国人、みなしご、やもめを苦しめたり、いじめたりし てはならない。また罪のない者の血をこの所に流してはならない。」

エレミヤ書22章3節

私はここに一刻も早く入国者収容所大村入国管理センター(以下、大村強制収容 所)において、ハンガーストライキを表明しているすべての収容者に対する解放を 求める者である。

面会活動を始めた2004年より、毎年、事あるごとに、絶対に死者を出さぬよ うお願いしてきたが、2019年6月24日、ナイジェリア人男性が死亡する事件 が起きた。これは胸が張り裂けるほど悲しく、痛ましいことであった。

同年6月25日および7月4日付けて既に提出した声明の内容についても迅速 な対応はなく、依然として収容者は命の危険に晒されている。この声明は、仮放免 を申請している者、していない者に関わらず、すべてのハンガーストライキを表明 している者に対して、再び死者が出るような事が起こる前に、一刻も早く放免を求 めるものである。

なお、今回のナイジェリア人男性が死亡した事件に対する謝罪がご遺族などに なされていないため、ここに法務大臣および内閣総理大臣に謝罪を求めるとともに、 二度と死者を出さないように努め、具体的な措置を早急に求めるものである。

<専門部会>2020.1.28

質問5(入管庁)Q、ハンガーストライキをした者の仮放免は2週間程度と短期間 である理由は何か。保証金が50万以上と高額な理由な何か。

質問 6 (入管庁) Q, 2週間程度の仮放免 (違反がなくても収容) に関して、再収 容を繰り返す目的と根拠は何か。

2019年7月30日

長崎インターナショナル教会 牧師 柚之原寛史

命の危険のあるすべての収容者に対する 一刻も早い解放を求める声明

「牢につながれている人々を、自分も牢にいる気持ちで思いやり、また、自分も 肉体を持っているのですから、苦しめられている人々を思いやりなさい。」 ヘブル書13章3節

本日、2019年7月30日(火)に入国者収容所大村入国管理センター(以下、大村強制収容所)において礼拝を行った際に、2名の収容者が車椅子で参加していた。スリランカ人の●●●氏およびトルコ人の●●●氏である。二人の容態および容姿は明らかに普通ではなく、生気が感じられなかった。体重も10日ほどで10kg~20kg減っていることが確認できた。他にもイラン人の●●●氏、ブラジル人の●●●氏・ブラジル人の●●の氏・ブラジル人の●●の氏であるといる。礼拝に関してだが、ためたいる。礼拝に関してたいる。ればいる。本は減少している。また、すりガラスではなく、景色を眺めることができる透明の窓ガラスー枚を変えることさえ、毎年懇願してきたにも関わらず、「保安上の理由」という言葉にすべてを押し込め、改善をしようとしない。

15年もの間、死者を出さなかった大村強制収容所で、再び死者を出すことを私は赦さない。今回のナイジェリア人男性の死亡事件をきっかけに入管の体制、対応は改善するどころかさらに悪化していることに非常な危機感を覚える。

これまでも要求してきたが、法務大臣および内閣総理大臣の的確かつ迅速な対応が伺 えない。すべての法律、制度は、人の命を守るためにあるはずである。

<専門部会>2020.1.28

質問7(入管庁)Q、重篤な症状でも積極的な治療(手術)をしない理由は何か。 質問8(委員)Q,精神を病んだ者に対し、精神科治療の他にどのような具体策が必要か。

2019年8月1日

長崎インターナショナル教会 牧師 柚之原寛史

緊急声明

「殺してはならない」出エジプト記20章13節

2019年6月24日にナイジェリア人男性の死亡事件が発生してから、入国者収容所大村入国管理センター(以下、大村強制収容所)では収容者全員が、依然として悲しみと混乱の中にある。死亡事件発生から、我々面会ボランティアは収容者のほぼ全員から、面会や電話、手紙などで、死亡事件の情報ならびに施設内で現在、起こっている事態を聴取している。そのような中に、極めて危険な健康状態にある収容者が多数いることが確認できた。また、ガーナ人の●●●氏を強制送還したことが収容者などの情報で明らかになった。彼は、200mmHgを超えるほどの高血圧で航空機に乗せることなど出来ない重病人であった。ナイジェリア人男性の死亡事件もそうであるが、命の危険にかかわる収容、強制送還の中止を求める。現在、身体的、精神的に極めて危険な状態にある収容者は9名。ベトナム人1名、ナイジェリア人1名、スリランカ人2名、トルコ人1名、ペルー人1名、ブラジル人1名、イラン人2名であり、我々だけでなく、新聞社やテレビ局にも遺書を送付し、その実態が伝えられている。何度となく、法務大臣、内閣総理大臣には、早急に改善を求めるよう個人的に要請してきたが返答もなく、改善されるどころか、さらに悪化しており、収拾がつかなくなっている。

そして、政府の対応が適切でないため、処遇の職員も離する者が多数発生しており、 労働違反となる勤務体制が窺え、入管職員にも生命の危険が迫っている。

収容者はもちろん、入管職員にも死者を出してはならない。一刻も早い対応がなければ、必ず死者が出る。内閣総理大臣および法務大臣が指揮をとり、早急に適切な指示を全国の入管所長に出し、誰も死者がでないよう的確な対策を講じるよう求める。

<専門部会>2020.1.28

質問9(弁護士)Q、母国に強制送還された者の健康権が侵害された場合、国賠で訴えることができるか。個人通報制度の導入を検討してみてはどうか。

質問 10 (委 員) Q 収容・送還の厳格化が問題を複雑・拡大化させているのではないか。

- ① 2016年より仮放免厳格化(強制送還)→ ②3年を超える収容者が続出 →
- ③ 心身状態崩壊(外部病院通院、入院)→ ④ 処遇職員不足 → ⑤ 面会制限等(※)
- ⑥ 餓死、ハンスト者拡大 → ⑦仮放免厳格化解除 → ⑧違反なしで強制収容 →
- ⑨ 逃亡者、精神疾患者、自殺未遂者増加 → ⑩ 専門部会発足
 - (※) 餓死事件以降、面会室は4室から2室の制限(収容者3人のみの面会)、礼拝回数は 4回から2回に制限され、収容者とボランティアの関わりが希薄になった。

> 2019年8月13日 長崎インターナショナル教会 牧師 柚之原寛史

命に危険を及ぼす再収容の中止及び適切な処置を求める声明 超長期収容の即刻中止(再)及び代替措置を求める声明

「まことに、あなたがたに告げる。あなたがたが、これらのわたしの兄弟たち、しかも 最も小さい者たちのひとりにしたのは、わたしにしたのである。」

マタイの福音書 25 章 40 節

「まことに、おまえたちに告げる。おまえたちが、この最も小さい者たちのひとりに しなかったのは、わたしにしなかったのである。」 同 福音書 25 章 45 節

2019 年 7 月 2 日、法務大臣は閣議後の会見で、入国者収容所 大村入国管理センター (大村強制収容所)における同年 6 月 24 日のナイジェリア人死亡事件等を受け、人道上の観点から仮放免制度を弾力的に運用するとしたが、全国の入管施設に真意が伝わっておらず、仮放後すぐに再収容するなど、仮放免制度を乱用していると思われても仕方のない対応を行っている。正にこれが、命に危険を及ぼす人道上の大きな問題である。

内閣総理大臣及び法務大臣は、一刻も早く、つまり入管施設で再び死者を出す前に会見等を開き、真の意味での人道上の観点から今、何をすべきかを明確にされたい。その際、グローバルな人権救済の知識と経験、実績のある同士、特に入管問題に熱意をもって取り組む全国の国際法律事務所等の弁護士に助言を求め、新しい時代に相応しく世界に恥じない画期的な代替措置を求めるものである。

入管施設では、依然としてハンガーストライキを続ける収容者がおり、その多くは心身を患っており、極めて危険な状態にある。一刻も早い行動を起こし、対処することを願うものである。二度と死者をだすことがないよう最大限の警告をする。

<専門部会>2020.1.28

質問 11 (委員) Q、全ての専門部会終結後、日弁連に対し「収容・送還」に関する助言を求め、開かれた運用に向けて協力体制を敷いてみてはどうか。

質問 12(難 民) Q、収容者の中には難民性の高い者も含まれており、またハンガーストライキをする者の中にも同様の者がいる。そのような収容者に対する速やかな救済方法は何か。

2019年8月20日 長崎インターナショナル教会 牧師 柚之原寛史

強制送還中の移送者に対する人権侵害、長時間に 及ぶ身体拘束に対する説明、謝罪を求める声明

「盗んではならない。 欺いてはならない。 互いに偽ってはならない。」 レビ記 19 章 11 節

2019 年 8 月 6 日、夕刻。入国者収容所 大村入国管理センター(大村強制収容所)に収容中のブラジル人(約 2 年 3 カ月収容) ●●●●氏のもとに入管職員が来て「目の治療のため病院に連れて行く」と外に連れ出した。●●●●氏はそこで、強制送還を告げられ、そのまま成田空港に移送された。翌日の 20:30 発の便で強制送還することになっていたが、出発直前に入管職員から、「ブラジルには送還できない。」などと告げられ、再び成田から大村強制収容所に移送されるという前代未聞の事件が起きた。

ここに、大村と成田の往復、30 時間以上に及ぶ身体拘束、人権侵害が確認された。 真実が明らかにされる前に●●●●氏は強制送還される可能性があるため、法務大臣は直接、収容所所長に送還しないよう指示を出すことを求める。と同時に被害者である●●● ●氏を直ちに仮放免し、特別在留許可を与えるよう求める。この事件は、大村から成田までの移送の間、途中、車の故障などもあり、各地方の入管が連携して実行された。

●●●●氏は現在、心身ともに衰弱しており、不眠に陥っている。また、幻聴、摂食障害の症状が確認されている。他の収容者は、動物同然に扱う入管側に怒りと不満をぶつけ、未だかつてない混乱状態にある。このような法務省の報復的な対応は、日本の未来に大きな事件を起こしかねない。

「8.6 大村ブラジル人長時間身体拘束事件」の一刻も早い第三者機関による原因究明と調査報告の公表を求めると共に、強制送還を決定した当事者ならびにこの事件に関わった全ての者に対し、●●●●氏、また●●●●氏のご家族に対する謝罪を求める。ここに再度、最大限の警告をする。二度と死者をだしてはならない。

<専門部会>2020.1.28

質問 13 (委員) Q、心身を壊すような強制送還を直ちに中止し、自主的に帰国するためにはどうすればよいのか、その対策を講じてはどうか。

質問 14 (入管庁) Q, 様々な被害にあった収容者に対しては、速やかに特別在留許可を付与する制度を設けてはどうか。

2020年1月25日 長崎インターナショナル教会 牧師 柚之原寛史

心身に危険を及ぼす強制送還ならびに 精神疾患者に対する再収容の禁止を求める声明

「8.6 大村ブラジル人長時間身体拘束事件」の被害者である●●●氏は、成田から大村に移送され、再収容された後、幻聴が聞こえ不安になったり、意識が無くなったりする症状があらわれはじめた。さらに、舌のしびれや血尿が出はじめ、体重は15kg減(8/19→9/10)と急激に減っている。●●●●氏はハンスト者と見なされ、症状は悪化傾向にあったにも関わらず、収容所の医師らは、問題はないとした。

大村一成田間の長時間の身体拘束だけでなく、移送中、高速道路で車が故障し、数時間も車内で手錠をかけられたまま放置されるなどの事実も明らかなった。収容者に対し、外部の病院に連れて行くなどと入管職員が<u>偽証し、強引に乗車させ、強制送還する</u>といった方法は
●●●氏だけとは限らない。過去に他の収容所において移送中に収容者が死亡する事件があったが、このようなやり方は非人道的行為と言わざるを得ない。

●●●氏は、11月20日に仮放免されたが、2週間あるいは1週間という短期間の更新手続きをさせられ、今年1月15日に高松入管に更新手続きに行った際(母親同行)に再収容された。その理由も告げられていない。●●●●氏は、今回の仮放免中に精神科病院に通院しており、「心的外傷後ストレス障害」、「恐怖症性不安障害」と診断された。にも関わらず、大村強制収容所に再収容(高松から大村まで7時間の手錠による身体拘束も確認)となった。これは精神疾患者に対する虐待行為であり、これから責任を問うことになる。

●●●●氏については、精神科病院の医師が●●●●氏を精神疾患者と正式に診断していることから、直ちに強制収容所から解放し、同時に人道的配慮に基づく特別在留資格を付与し、その上で●●●●氏とご家族に対し謝罪すべきである。

<専門部会>2020.1.28

質問 15 (委員) Q、仮放免中の者に対する医療費等の免除、軽減を検討してはどうか。 質問 16 (入管庁) Q, 収容、送還に関して、下記の責任の所在はどこにあるか。

(1) 死亡、(2) 個人情報、(3) 身体拘束、(4) 仮放免不許可の理由、(5) 品川、名古屋から大村への移送の理由、(6) 強制送還、(7)、プライバシーの侵害